



各位

平成 18 年 5 月 25 日

会社名 株式会社バンダイナムコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 高 須 武 男
問合せ連絡先名 取締役 田 中 慶 治
電話番号 03 (5783) 5500
(コード番号 7832 東証一部)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 26 日開催予定の第 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことなどに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 21 条(取締役会の設置)、第 35 条(監査役及び監査役会の設置)および第 48 条(会計監査人の設置)を新設するものであります。
- (2) 第 48 条(会計監査人の設置)の新設に伴い、「第 6 章 会計監査人」を新設して、会計監査人の選任等を定めるものであります。
- (3) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (4) 会社法施行規則第 94 条等の規定に従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示して提供したものとみなすことができるよう、第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 30 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6) 会社法第 329 条第 2 項の規定に従い、定款の規定にかかわらず補欠監査役を選任できることになったことに伴い、現行定款第 34 条(補欠監査役)を削除するものであります。

- (7)会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 47 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。
- (8)当会社の取締役会長を、必要に応じて置くことができることとするため、現行定款第 23 条を変更するものであります。
- (9)定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (10)旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うなど、その他所要の変更を行うものであります。
- (11)上記各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。
- (12)当会社設立から相当期間が経過したことにより不要となった付則を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 26 日（月曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 26 日（月曜日）

以上

添 付

変更の内容は次のとおりであります。

(_____ は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。	(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u>
(発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、10億株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行<u>可能株式</u>総数は、10億株とする。
(自己株式の取得) 第6条 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(自己株式の取得) 第6条 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当会社の1単元の株式<u>の</u>数は、100株とする。 ② 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。	(単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。 (削 除)
(新 設)	(株券の発行) 第8条 当会社は株式に係る株券を発行する。 ② 前項の規定にかかわらず、当会社は<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>

定 款	変 更 案
(単元未満株式の買増し) 第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則の定めるところに従い、その単元未満株式の数と併せて<u>1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すよう請求することができる。</u> (株式取扱規則) 第 9 条 当社の発行する株券の種類並びに<u>株式の名義書換</u>、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (名義書換代理人) 第 10 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 ② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）及び株券喪失登録簿は<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u>	(単元未満株主の売渡請求) 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則の定めるところに従い、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を請求することができる。</u> (株式取扱規則) 第 10 条 当社の発行する株券の種類並びに<u>株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式並びに<u>新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等</u>及び手数料は、法令又は定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (株主名簿管理人) 第 11 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第11条 当社は、各営業年度終了の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当該営業年度の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 ② 前項に規定されている場合に加えて、当社は、株主又は登録質権者として権利を行使すべき者を定めるために必要な場合には、取締役会の決議により、少なくとも2週間前までにその旨を公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者をもって、その後3か月以内の一定の日においてその権利を行使すべき株主又は登録質権者としてすることができる。 (株主等の届出) 第12条 株主、登録質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の様式に従い、その氏名、住所及び印鑑を<u>名義書換代理人</u>に届け出るものとする。但し、署名の慣習がある外国人は、署名鑑をもって印鑑に代えることができる。 ② (省 略) ③ (省 略) (招集) 第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3か月以内</u>に招集し、臨時株主総会は、必要あるごとにこれを招集する。 第14条 ～ (省 略) 第15条	(基準日) 第12条 当社は、各事業年度終了の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当該事業年度の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 ② 前項のほか、当社は、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を定めるために必要な場合には、取締役会の決議により、少なくとも2週間前までにその旨を公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その後3か月以内の一定の日においてその権利を行使すべき株主又は登録株式質権者としてすることができる。 (株主等の届出) 第13条 株主、登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の様式に従い、その氏名、住所及び印鑑を<u>株主名簿管理人</u>に届け出るものとする。但し、署名の慣習がある外国人は、署名鑑をもって印鑑に代えることができる。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり) (招集) 第14条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要あるごとにこれを招集する。 第15条 ～ (現行どおり) 第16条

現 行 定 款	変 更 案
(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 ② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。 (新 設)	(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 ② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の他の議決権ある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。 (議事録) 第20条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。 (取締役会の設置) 第21条 当社は、取締役会を置く。
(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の他の議決権ある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。 (議事録) 第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役がこれに記名押印若しくは署名し、又は電子署名を行う。 (新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第 19 条 当 会 社 の 取 締 役 は、12 名 以 内 と し、 そのうち少なくとも 2 名は<u>商法第188条 第 2 項 第 7 号 ノ 2</u> に 定 め る 社 外 取 締 役 (以下「社外取締役」という。)とする。 (取締役の選任) 第 20 条 取 締 役 は 株 主 総 会 に お い て 選 任 す る。 ② 取締役の選任の決議については、<u>総株 主の議決権の 3 分の 1 以上</u>を有する株 主が出席し、その議決権の過半数をも って行う。 ③ (省 略) (取締役の任期) 第 21 条 取 締 役 の 任 期 は、<u>就任後 1 年 内 の 最 終の決算期</u>に関する定時株主総会の終 結の時までとする。 ② <u>補欠又は増員により選任された取締 役の任期は、その他の在任取締役の残任 期間と同一とする。</u> (代表取締役) 第 22 条 取 締 役 会 の 決 議 に よ り、取 締 役 の 中 から代表取締役を<u>選任</u>する。 (役付取締役) 第 23 条 取 締 役 会 の 決 議 に よ り、<u>取締役会長 1 名及び取締役社長 1 名</u>を置く。また、 必要があるときは取締役会の決議によ り、取締役副会長、取締役副社長、専務 取締役及び常務取締役各若干名を置く ことができる。	(取締役の員数) 第 22 条 当 会 社 の 取 締 役 は、12 名 以 内 と し、 そのうち少なくとも 2 名は<u>会社法第 2 条第15号</u>に定める社外取締役 (以下「社 外取締役」という。)とする。 (取締役の選任) 第 23 条 取 締 役 は 株 主 総 会 の 決 議 に よ り 選 任 する。 ② 取締役の選任の決議については、<u>議決 権を行使することができる株主の議決 権の 3 分の 1 以上</u>を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ (現行どおり) (取締役の任期) 第 24 条 取 締 役 の 任 期 は、<u>選任後 1 年 以 内 に 終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までと する。</u> (削 除) (代表取締役) 第 25 条 取 締 役 会 の 決 議 に よ り、取 締 役 の 中 から代表取締役を<u>選定</u>する。 (役付取締役) 第 26 条 取 締 役 会 の 決 議 に よ り、取締役社長 1 名を置く。また、必要があるときは取 締役会の決議により、<u>取締役会長 1 名並 びに取締役副会長、取締役副社長、専務 取締役及び常務取締役各若干名</u>を置く ことができる。

現 行 定 款	変 更 案
第24条 ～ 第26条 (省 略) (新 設) (取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印若しくは署名し、又は電子署名を行う。 第28条 (省 略) (取締役の報酬) 第 29 条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。 (社外取締役との責任限定契約) 第 30 条 当 会 社 は、社外取締役との間で、<u>当該取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の行為による責任を限定する旨の契約を予め締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。</u> (新 設)	第27条 ～ 第29条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第30条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 (取締役会の議事録) 第 31 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印若しくは署名し、又は電子署名を行う。</u> 第32条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第 33 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。 (社外取締役との責任限定契約) 第 34 条 当 会 社 は、社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> (監査役及び監査役会の設置) 第 35 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

現 行 定 款	変 更 案
第31条 (省 略) (監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。但し、監査役選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。 ② 監査役の選任の決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② (省 略) (補欠監査役) 第34条 当社は、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、<u>予め定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ② <u>前項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前条第2項の規定に従う。</u> ③ <u>第1項の定めによる予選の効力は、当該選任後最初に到来する定時株主総会終結の時までとする。</u> (常勤監査役) 第35条 監査役は、<u>互選をもって常勤の監査役を定める。</u> 第36条 ～ (省 略) 第39条	第36条 (現行どおり) (監査役の選任) 第37条 監査役は、株主総会の決議により選任する。但し、監査役選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。 ② 監査役の選任の決議については、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第38条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② (現行どおり) (削 除) (常勤監査役) 第39条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> 第40条 ～ (現行どおり) 第43条

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の議事録) 第40条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印若しくは署名し、又は電子署名を行う。 第41条 (省 略) (監査役の報酬) 第42条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	(監査役会の議事録) 第44条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項</u>は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印若しくは署名し、又は電子署名を行う。 第45条 (現行どおり) (監査役の報酬等) 第46条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。 (社外監査役との責任限定契約) 第47条 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第48条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u> (会計監査人の選任) 第49条 <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(会計監査人の任期) 第50条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第6章 会計	(会計監査人の報酬等) 第51条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
(営業年度) 第43条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>営業年度の末日を決算期とする。</u>	第7章 会計 (事業年度) 第52条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(利益配当金) 第44条 当社の利益配当金は、 <u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u>	(期末配当金) 第53条 当社は、株主総会の決議によって、 <u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u>
(中間配当金) 第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、 <u>中間配当（商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。）を行うことができる。</u>	(中間配当金) 第54条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、 <u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(配当金の除斥期間) 第46条 利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ② 利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。	(期末配当金等の除斥期間) 第55条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ② 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。
付 則	(削 除)
(設立の際に発行する株式) 第1条 当会社の設立は、商法第364条の株式移転による。 ② 当会社が設立の際に発行する株式総数は、普通株式258,613,382株とする。	(削 除)
(最初の任期) 第2条 第33条第1項の規定にかかわらず、最初の監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削 除)
(最初の営業年度) 第3条 当会社の最初の営業年度は、平成17年9月29日から平成18年3月31日までとする。	(削 除)